

ワーク・ライフ・バランス推進施策に関する 分析枠組みの検討

鈴木 奈穂美

はじめに

2007年12月に、ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議¹が、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（以下、WLB憲章という）」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定してから、15年が経過する²。この間、日本のワーク・ライフ・バランス（以下、WLBという）推進施策は、前身の少子化対策、子育て支援施策、男女共同参画施策を発展させながら整備されてきた。近年は、保育所の整備、相談事業を含む子育て支援施策、介護保険を含む高齢者介護施策、仕事と育児・介護の両立施策、働き方改革、女性活躍推進施策、仕事と治療の両立など、施策のすそ野が拡大している。WLB推進施策は、子育て世帯など特定の属性に限らず、全ての労働者を対象としたWLB実現のための施策が登場している。そのため、WLB推進施策の全容を掴むには、多様な論考を重ねる必要がある。しかしながら、紙幅に限りがあることから、本稿では、仕事とケアの両立に焦点を当てて、WLB推進施策の分析枠組みを検討することを目的とする。

本稿の構成だが、第1・2節でWLB推進施策の内容を明らかにし、第3節で、ケアの定義を確認する。第4節では、福祉レジーム論で用いられた脱商品化概念や脱家族化概念をを再考し、家族政策のとらえ方を整理する。第5節では、WLB推進施策の分析枠組みを提起する。

第1節 WLB推進施策とは何か

WLBを分析する理論的枠組みは、マクロ、メゾ、ミクロの3つのレベルに分けることができる（松田2012：89-92）。マクロレベルには、社会政策学、政治学、労働社会学など政策レベルに焦点を当てた研究がある。福祉レジーム論やディーセント・ワーク論などの理論に基づき、WLB推進施策の推移や施策効果、福祉国家とWLB推進施策との関連などの観点から分析する。メゾレベルには、経営学、労使関係論など中間集団に焦点を当てた研究がある。ダイバーシティ・マネジメント論やワーク・ライフ・シナジー論などの理論に基づき、人材確保や生産性向上といった観点から分析がおこなわれている。ミクロレベルには、精神医学、社会心理学、家族社会学などで個人やカップルに焦点を当てた研究がある。ストレス論やコンフリクト論などの理論に基づき、男女の働き方や家族・生活の実態、仕事と家族・生活に及ぼす影響等の分析なされる。つまり、WLB研究は、個人・カップルでの関係性だけでなく、公的な制度・政策を通じた支援や勤め先など中間組織による集団的な推進体制の分析が欠かせないといえる。

WLB推進施策は、もともとファミリー・フレンドリー施策から脱却した概念である。その後、内閣府は、「仕事とのバランスは家庭生活にだけ限定されるものではなく、性別や年齢に関係なく、家族への支援を必要とする人もそうでない人も対象となるような施策が必要」であ

るといふ認識が高まり、多様な生き方が選択・実現できる社会の実現に向けた包括的なWLB推進政策の整備につながったと考えられる（内閣府政策統括官（共生社会政策担当）2006）。WLB憲章では、「仕事と生活の調和」を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義し、(1) 就労による経済的自立が可能な社会、(2) 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、(3) 多様な働き方・生き方が選択できる社会の実現をめざしている³。したがって、WLBは、仕事とケア（育児・介護等）の両立をはじめ、各ライフステージで個人が望む生き方を主体的に選択できる社会をめざしたものである。

WLB社会の実現には、労働者と使用者をは

表1-1 主なWLB推進施策の類型

休業制度	育児休業 介護休業 休職者の復帰支援
休暇制度	看護休暇 配偶者出産休暇 年次有給休暇の積立制度
働く時間の見直し	勤務時間のフレキシビリティ (フレックスタイム制度/就業時間の繰り上げ・繰り下げ) 短時間勤務制度 長時間勤務の見直し
働く場所の見直し	勤務場所のフレキシビリティ (在宅勤務制度/サテライトオフィス制度) 転勤の限定
その他	経済的支援 事業所内保育施設 再雇用制度 情報提供・相談窓口の設置

資料 内閣府（2006：11）を基に筆者が加筆修正。

じめとする国民が、積極的にWLBに取り組むことに加え、国や地方自治体からの支援も欠かさない。この点をふまえ、WLB憲章には、WLBを「社会全体の運動として広げていく必要がある」と明記している。また、WLB憲章は、WLBを「『明日への投資』として積極的にとらえるべき」とし、使用者に対して、WLB推進施策をコストとする認識から脱却するよう促している（ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議2010）⁴。

内閣府は、主なWLB推進施策を、休業制度、休暇制度、働く時間の見直し、働く場所の見直し、その他の5つに分類した（表1-1）。この分類から、2000年代半ばのWLB推進施策は、仕事とケアの両立に主眼が置かれていたことがわかる。これらの施策のうち、休業制度と休暇制度には、労働者がケア責任を果たすために、有償労働から一時的離脱する施策と復帰支援がある。働く時間と場所の見直しは、有償労働の時間と場所を柔軟に管理するなど、働き方改革の内容が含まれている。その他には、経済的支援、ケアサービス支援、WLBに関する情報提供、相談事業、再雇用支援がある。経済的支援には、雇用保険から育児休業給付金と介護休業給付金がある。ケアのために有償労働を制限することに対する公的な経済的支援である。これらWLB推進施策は、国が法制度として整備しているものもあるが、企業等の使用者が法律を上回る措置を講じていることもある。また、相談事業など、使用者や自治体が独自に行っているものもある。

第2節 使用者によるWLB推進の取組み

使用者がおこなうWLB推進施策をみてみよう。佐藤は、企業などの事業主がおこなう

WLB推進の構成要素を家に例えて説明する(佐藤2008:9-10)。1階建て部分は、雇用者の「時間制約」を前提とした仕事管理・働き方の実現、2階建て部分は、WLB支援のための制度導入と制度を利用できる職場づくり、土台部分は、多様な価値観、生き方、ライフスタイルを受容できる職場づくりである(表2-1)。WLBを推進するには、これら3つの取組みが必要条件となる。佐藤によると、1階建て部分の取組みは進んできているものの、制度が利用しにくいなど、2階建て部分や土台部分の課題が存在する(佐藤2008)。

1階建ての部分でおこなわれる労働者の「時間制約」を前提とした人材マネジメントとは、時間資源の総量を所与として、その時間資源の範囲内で実現可能な仕事の付加価値の最大化を目指したマネジメントである(佐藤2008:12)。労働者の生活時間は有限であることから、このようなマネジメントをおこなうことで、結果的に生産性の向上に貢献できると考える。

2階建て部分に関して、WLB推進施策を活用しやすい職場にするため、上司・同僚に対して、気兼ねなく施策を利用できる工夫が必要である。

例えば、育児休業制度を利用した労働者がいる場合、代替人材の確保という措置では、復職後の配属の際に課題が生じる場合がある。そのため、その都度、職場全体の職務分担や仕事の仕方などの見直しが求められる。見直しによって業務量が増えることがあれば、職場内で他の人に振り分け、下位の職階への仕事を順送りして対応する。そして、休業する労働者だけの仕事を見直しするにとどまらず、「職場全体の仕事の配分や仕事の内容・方法を見直して、職場全体として無駄な仕事をなくして、仕事を再分配」していくことが考えられる(佐藤2008:17)。

この「順送り方式」を円滑に機能させるため、3つの取組みが必要となる(佐藤2008:17-19)。第1は、恒常的な長時間残業などが解消されていることである。これは1階建て部分にある時間制約を前提とした人材マネジメントと働き方の定着を意味している。第2は、同じ職場の同僚が、仕事をカバーできる幅広いスキルを保有することである。それには、日頃から、仕事の重複化やローテーション、情報共有などをおこなう必要がある。第3は、職場の同僚へのサ

表2-1 ワーク・ライフ・バランス推進のための事業主の取組み

WLB 推進施策の構造	WLB 推進施策カテゴリー	具体的な WLB 推進施策
2階	WLB 支援に関わる制度を活用できるように日常的な人材マネジメントを実施する	<ul style="list-style-type: none"> ・制度を利用しやすい職場づくりをする ・職場全体の仕事の分担や仕事の仕方などを見直し、「順送り方式」で対応する
1階	雇用者の「時間制約」を前提とした仕事管理や時間管理など人材マネジメントと働き方改革を実施する	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業や短時間勤務など労働者に対する WLB 支援制度を導入する ・社員の「時間制約」を前提とした仕事管理・働き方を実現する
土台	雇用者の多様な価値観やライフスタイルを受容できる職場風土にする	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職が部下に対して仕事優先の価値観を求め、是正するなど、多様な価値観、生き方、ライフスタイルの変容を許容する職場づくりをする

佐藤(2008:9-29)を基に筆者作成。

ポートに対する「お互い様意識」を職場に醸成することである。そのためには、WLB支援の対象範囲を広くし、誰しものが、WLBの当事者となりうると職場に浸透させることが有効である。

土台部分は、近年、ダイバーシティ・インクルージョン施策として、各企業が取組みを進めている。ダイバーシティ・インクルージョン（以下、DIという）は、「多様性の受容」であり、ダイバーシティ・マネジメントなどとも言われる（中村2017：60）。中村は、DIを「多様な人材を企業組織に受け入れ、それらすべての人々が多様性を活かしつつ、最大限に自己の能力を発揮できると感じられるよう戦略的に組織変革を行い、企業の成長と個人の幸福に繋げようとするマネジメント手法」と定義する（中村2017：62）。

荒金は、DIを「多様な属性・価値観をもつ人材を受容し個人と組織の活性化や成長につなげる戦略」とし、この戦略の一環としてWLBの推進を位置づける（荒金2013：65）。また、荒金は、WLBを「業務効率化を図りながら柔軟な働き方を通じて仕事や生活の満足度を高めるもの」と捉え、「私生活と仕事の共存により個人と組織にWin-Winをもたらす考え方」とする。したがって使用者がおこなうWLB推進施策には、仕事とケアの両立支援の整備に限らず、「残業削減や業務効率化、チーム力の向上、自己啓発やボランティア活動支援、宗教や慣習への配慮など、多様な人々の力を引き出すための施策」が含まれる（荒金2013：65）。

経済同友会は、21世紀の働き方として「ワーク&ライフ インテグレーション」という概念を提起し、DIの実践を経営者（使用者）に求めた（経済同友会2008：14）。経済同友会のDI概念は、「会社における働き方と個人の生活を、柔軟に、かつ高い次元で統合し、相互を流動的

に運営することによって相乗効果を発揮し、生産性や成長拡大を実現するとともに、生活の質を上げ、充実感と幸福感を得ることを目指すもの」である。

これらの定義をふまえると、土台部分となるDIは、育児や介護をしている労働者以外にも、外国籍の労働者や障がいのある労働者など、幅広い対象の働きやすさを実現するための経営戦略であり、労働者個人の仕事と生活の満足度の向上と、生産性の向上や組織の活性化を含む概念である。これは、2階建て部分にあたる「お互い様意識」を醸成することにつながる。これら土台部分と2階建て部分の取組みが拡大すれば、有名無実のWLB支援ではなく、利用可能な支援となる。

DIなど雇用政策を中心としたWLB論に対して、批判的な見解もある。原は、有償労働、無償労働、福祉の3領域を連携する「社会的ケア」概念（Daly and Lewis 1998）を参照し、雇用と家族の連携をめざすWLB推進施策は、ジェンダー平等、ケアの社会的承認、社会保障を含めて検討をおこなう必要性を指摘する。しかし、現実には、雇用政策と少子化対策に組み込まれた形でWLB推進施策が展開されている（原2013：35）。雇用政策に組み込まれたWLB推進施策は、「企業の合理性を求める人事戦略として（原2013：36）」WLBを達成するという制約の中でおこなわれる。そこには、女性のフルタイム正規労働者に対するWLB推進施策と、パートタイム労働などの雇用の流動性が共存し、後者が前者を支える形になってしまう（原2013：38）。これは、労働市場の二重構造の中で、WLB推進は一部の労働者のみ恩恵をうける施策となりうることを意味する。したがって、WLB推進施策は、「本来、ジェンダー平等によって達成される」ものという前提に立ち返り、社会的ケア概念を用いたケア・レジーム論とし

ととらえることが必要であると原はいう。

では、社会的ケア概念を用いたケア・レジーム論とはどういうものか。この論点は後に触れるが、その前に、ケアの定義と特徴を明らかにしておく。

第3節 ケア概念の特徴

本節では、育児や介護を含むケア概念を明らかにするため、ケアの定義と特徴を先行研究をもとに検討する。分析に用いる先行研究は、Daly and Rake (2003=2009)、Fisher and Tronto (1990)、Tronto (2015=2020)、The Care Collective (2020=2021)、Daly and Lewis (1998)、原 (2016) の6つである。

(1) Daly and Rakeのケアの定義

デリーとレイクの研究では、「病気の人々、高齢者、扶養すべき子どもを世話する活動や関係に関連づけてケアが定義される (Daly and Rake 2003 = 2009 : 49)」といい、ケアの特徴を3点挙げている。まず、ケアは、親密な対人関係に基づいた行為であるとともに、社会的に必要な活動でもある。前者は、ミクロレベルの関係性を示し、ケアを提供する側とケアをされる側の双方が個別の関係性を築くため、特殊性を伴うものである。後者は、マクロレベルで対応するものであり、このレベルでは、ケアを社会の一部とみなし、社会に不可欠なものであるという意味で、一般的である。このように、ケアを重層的な視点でとらえていることがわかる。次に、ケアは道徳的な要素を含む行為である。道徳的というのは、個人的な関与を伴い、個人向けのサービスを提供する中で生じる。そして、アカデミックな概念としてケアを捉えると、一方で、主なケアの担い手である「女性の人生経験を調査し説明するために利用する概念」であ

り、他方で、「社会政策の分析ツール」として用いられる概念である。前者は、「女性の社会的役割を確認する物質的・イデオロギー的方法」に注目し、後者は、「社会政策がどのようにその需要と供給の管理をはかってきたか」ということに注目する (*ibid.* : 50)。

ケアをアカデミック概念として社会政策的立場から捉えると、従来の社会政策と異なり、複雑性を内包する概念である (*ibid.* : 51)。第1の理由は、経済的なニーズを満たすことに重きを置く従来の社会政策と異なり、ケアに関するニーズ充足のための政策は、国家、市場、コミュニティ、家族というケアの提供主体⁵が、どの程度、労働、コスト、責任を有しているか、その配分の変更に関わるものだからである。これは提供主体の多元化による複雑性といえる。第2は、サービス、時間、経済的支援という3つの政策を通じて、ケアを提供する側・受ける側双方のニーズ充足を伴うからである。つまり、従来の社会政策は所得補償が主流であったため、福祉国家としては「1次元的な方法」で対処すればよかったが、公共政策としてのケアは、「少なくとも3次元的な方法」をとる必要がでてきたことから、複雑性が増したといえる (*ibid.* : 51)。第3だが、ケアは多くの支持者をもつ政策的利益があるからである。支持者とは、「ケアを構成する一連のニーズを求める人や、ニーズを満たそうとする、あるいはみたくことを担当する関係者」を意味する (*ibid.* : 51)。つまり、ケアの提供者側と利用者側の両者のニーズ充足の方法を検討する必要がある点も、複雑性が増す。第4は、「先進福祉国家であってもケアは完全に公的な(専門の)環境で供給されることがない」からである (*ibid.* : 51)。福祉国家が熱心にケア政策を充実しても、市場によるサービス提供や家族などのインフォーマルな領域でのケアの提供がなくならないという複雑性もあ

る。したがって、「福祉国家はケアを直接給付するか、個人の生活において人びとにケアを与え（続け）られるように資金を給付する」必要がある（*ibid.*:51）。

デイリーとレイクは福祉国家が提供するケア・プログラムを4つのタイプに整理する（*ibid.*:51-52）。第1は、現金給付や給付金である。つまり、クレジット、税控除といった金銭的な社会保障給付である。これらは、人々に金銭的なケア給付あるいはケアを利用する際に発生する経済的コストを補償するものである。具体的には、児童手当、家族介護給付金、扶養控除などがある。第2は、育児休業、介護休業、看護休暇、介護休暇、キャリア・ブレイク、フレックスタイム、労働時間の削減といった、雇用関連の政策である。これらは、ケア役割を担うため、就労時間を減らし、ケア時間の確保を支援する政策である。第3は、訪問介護や地域密着型サービスの利用、保育所や介護福祉施設などへの入所といった現物給付である。これらは、直接的にケアを給付するもので、家族介護者によるケアが家族以外の外部によって代替・補完される。第4は、ケア費用の助成金や保育のためのバウチャーなど、国家以外から給付されるケアの奨励金である。これらのケア・プログラムは、ケアの供給主体の行動を左右し、ケアの社会的分配や責任を変える影響力をもつ。

（2）トロントとフィッシャーのケアの定義

トロントがおこなったフィッシャーとの共同研究では、ケアを次のように捉える。つまり、「最も一般的なレベルでは、ケアは人類の活動（*a species activity*）としてとらえることを提案する。それは、私たちが可能な限り、この世界の中で生きていけるように、世界を維持し、継続し、修復するために行うすべての活動を含んでいる。その世界には、私たちの組織、私たち

自身、そして私たちの環境が含まれ、私たちは、それらすべてを、生命を維持する複雑な網の目の中に織り込もうとする」ものであり、ケアを人びとの「生」（生命、生活、生涯）を維持するための根元的な概念と位置づける（*Fisher and Tronto 1990:40*）。また、トロントは、別稿で、「ケアは、わたしたちの生活のいたるところでみられ」るものとしており、「生」にとって不可欠なものとしてとらえている。ケアは、必要を満たすものだからこそ、常に関係的な概念である一方、一般的に、ケアの水準は、ある社会の価値にそって可変的である（*Tronto 2015 = 2020:25*）。したがって、ケアには、個別の関係性に基づく要素と社会的な水準としてとらえる要素があることがわかる。

また、フィッシャーとトロントは、「最善のケア活動を決定することは、至難の業」であることを指摘する。その上で、最善なケア活動の決定は、「どのようなケアが必要とされているのかを吟味し、そのニーズを満たすための、民主的なプロセスが確立されているかどうかにかかっている」という（*Tronto 2015 = 2020:26*）。最善なケア活動の構成要素として、第1に関心を向けること（*Caring about*）、第2に配慮すること（*Caring for*）、第3にケアを提供すること（*Caregiving*）、第4にケアを受け取ること（*Care-receiving*）の4局面が存在する（*Tronto 2013, Tronto 2015 = 2020:27-29*）。

第1の局面である「関心を向けること」について、ケアはニーズを満たそうとすることから始まるが、実際は、あるニーズを見極めることは複雑な仕事である。*Fraser (1987)* の「ニーズ解釈の政治」をめぐるような複雑な思考を必要とする場合もある。ケアの受け手に関心を向けることは、人びとを「より注意深く *attentive*（*Tronto 2015 = 2020:30*）」（傍点は原文ママ、以下同様）」してくれ、ケアのニーズを見極め

ることにつながる。

第2の「配慮すること」とは、ニーズの対象に目を向け、責任を引き受け、何かがなされなければならないと認識することである。これは、「より責任ある／応答可能な responsible 存在 (ibid. : 30)」になることを意味する。また、「責任を引き受けることは、どのようなときに責任が果たされ、あるいは誰も責任をとらないのか」という事態に気づく目を養うことにもつながる。

第3の「ケアを提供すること」には、第1局面とは異なる複雑さが加わる。理由は、ニーズの認識、ニーズに対応する責任、ケアの提供のそれぞれは、必ずしも同じ人物がおこなうわけではないからである。ケアを提供する者は、理想的とはいえない環境の中でも、ニーズに応じたケア活動をこなしていく能力を学んでいくため、「より有能に competent (ibid. : 30)」になっていく。ここでいう能力は、単に技術的な指標だけでなく、卓越さの指標を兼ね備えている。

第4の「ケアを受け取ること」とは、ケアが成功したかを知る応答を促すものでもある。「ニーズが満たされたかどうかを知るには、ケアの状況やそこに配分された資源を再度検討し、ケアを改善していくことが必要」である (ibid. : 29)。再検討は新しいニーズを認識することにつながり、再び第1局面に戻り、プロセスが繰り返される。このように、人びとはケアに対して「より敏感に／応答的に responsive (ibid. : 30)」になることで、ケアの改善につながる。民主的な制度では、ケアの利用者自身にケアの質を評価してほしいと考えるし、また、ケアの利用者の応答から、今後対応が必要な新しいニーズが明らかになることに気づく (ibid. : 31)。

以上のように、トロントは、ケアを「複雑なプロセス」ととらえると同時に、ケア活動の4つの局面に注目し、各局面において、「民主主義

義が機能しているならば、注意深く、責任ある、有能で、敏感なひとたちで満たされる」と考える (ibid. : 31)。人びとは皆、毎日、ケアを提供する者であり、提供を受ける者でもあるという認識のもと、ケアに満ちた活動のすべては、絶え間なく周囲でおこなわれている (ibid. : 31) がゆえに、気付きにくい点である。

そして、トロントは、ケアにはつねに権力が絡んでおり、政治的な側面からケアを考える必要性を指摘する (ibid. : 32-37)。ケアはほとんどの場合、不平等なものであるため、それを是正するために民主主義的なケアの確立が求められる。その際、トロントは、「ケアを共にすること」(Caring with) というケアの第5の局面の存在を提起する (Tronto 2013 : 23)。「ケアを共にすること」は、ケアの第1～4の局面に「生涯を通じてコミットし、そこから利益を受け取る市民からなる政体全体を想定すること」になり、「新しい民主主義の理念」になりうる (Tronto 2015 = 2020 : 38)。また、この「新しい民主主義」を、「ケア責任の配分に関わるものであり、あらゆるひとが、できるかぎり完全に、こうしたケアの配分に参加できることを保障する」と定義する (ibid. : 39)。

(3) ケア・コレクティブの「ケアに満ちたオルタナティヴ」

ケア・コレクティブ⁶は、著作『ケア宣言』のなかで、ケアを、「他者の物理的、感情的なニーズに直接手当てをするとき人々がなす」という直接的なケアだけでなく、「生命の福祉と開花にとって必要なすべての育成を含んだ、社会的な能力と活動でもある」と定義する (The Care Collective 2020=2021 : 9)。具体的には、家族ケア、ケアワーカーによるケアホームや病院でのケア、学校で行われるケア、エッセンシャル・ワーカーによって提供される日々の

サービスに加え、図書館のようにモノを貸し出す事業や化石燃料の使用を抑え緑地を拡大させる取組みなど、広範な意味でケアを使用している (The Care Collective 2020=2021: 10)。したがって、ケアは、「政治的、社会的、物質的、そして感情的な条件を提供するという、個人的かつ共同的な私たちの能力」であり、これらの条件によって、「地球に生きる人間とその他の生物のほぼすべての生命が、この地球とともに生きながらえ、繁栄することが可能になる」と説明し (*ibid.*: 10)、「ケアに満ちたオルタナティブ」(原文のママ)を実現するために、個人間の問題から地球規模まで幅広いケアの議論を展開している (*ibid.*: 11)。

ケア・コレクティヴは、ナンシー・フレイザーが示した「普遍的なケア提供者」モデル (Fraser 2013) を全面的に支持しながら、「ユニヴァーサル・ケア」という着想を広げる試みをしている。つまり、お互いをケアし、自然世界を回復させ、育むための能力を身につけ、高めるものである。そして、ユニヴァーサル・ケアは、社会的・制度的・政治的な諸機関を発展させるものであり、「ケアに満ちた政治と充実した生の双方を育てあげていくために必要」な概念ととらえている (The Care Collective 2020=2021: 47)。

また、ケア・コレクティヴは、「ケアに満ちたコミュニティ」「ケアに満ちた国家」「ケアに満ちた経済」の形成という構想を提起している。まず、現在の人びとが「組織化された孤独を加速化するような社会制度の中で生きる」ことを強いられており、これからは本当に人間らしく成長するために、「ケアに満ちたコミュニティが必要」であると指摘する (*ibid.*: 79)。「ケアに満ちたコミュニティ」には、相互支援、公的な空間、共有された資源、ローカルな民主主義という4つの特徴がある (*ibid.*: 80)。相互支援

は、自発的で下から上へと広がっていくことが多く、同時に、長期間の活動を継続するため、構造的な支援を必要とする。公的な空間とは、誰もが共有し、共同で維持され、私的な利益に左右されない空間を意味する。共有された資源とは、資源の独占や使い捨てをなくし、道具などの物質的な資源だけでなく、オンライン情報のような非物質的な資源を分かち合うことである。ローカルな民主主義とは、ラディカルなミュニシパリズムと協同組合を通じて、地域に根ざした関与とガバナンスを拡大させることであり、ケア実践と福祉活動の拡大と、インソーシング (再公営化) を通じた公的なセクターの再建により実現する。これら4つの特徴が相互に影響し合いながら、コミュニティ・レベルでの「共有の社会基盤」を形成し、「ケアに満ちたコミュニティ」を実現する (*ibid.*: 82)。

次に、「ケアに満ちた国家」とは、「持続可能なケアの社会基盤を国家内に構築し、維持すること」である (*ibid.*: 105)。ケアの社会基盤とは、「奥深い相互依存と傷つきやすさの認知に基礎づけられた」ものである (*ibid.*: 108)。また、「有償労働に従事する労働を短縮し、家族的な環境であれ、その他の環境であれ、人々がケアをする自らの能力を拡張するために適切な時間と資源をもてるようにすること」も、ケアの社会基盤である (*ibid.*: 117)。したがって、人間を相互依存性や脆弱性を伴う存在として認識し、自立概念の再考を必要とする (鈴木 2023)。そして、家庭外の主体をケアの提供者として重視するだけでなく、家族自らがケアの供給主体としてケアの能力を高められるよう、ケアの時間と資源の確保を福祉国家に求める。

加えて、「ケアに満ちた国家」は、ケアに満ちたコミュニティと市場にするため、サービスと資源を管理すると共に、民主的参加の拡大を促進する責任を負う (*ibid.*: 115)。国家レベル

においては、このような実践は珍しいが、ミニシパリズムのレベルではすでに始まっている (*ibid.*: 119)。その実践は、トロントが示したケア・プロセスの第5局面「ケアを共にすること」に通じるものでもある。

さらに、ケア・コレクティヴは、現行のケアを顧みない経済を見直し、「ケアに満ちた経済」の構築も提起する。「ケアに満ちた経済」は、単に市場での交換に基づいてニーズの全てを満たすだけでなく、コミュニティ、国家、世帯を含めてニーズを満たすという多様性を受け入れた概念である (*ibid.*: 127)。これを実現するには、「ユニヴァーサル・ケア」モデルが根付いた社会のなかに経済を埋め込む必要がある。

「ケアに満ちた経済」への道を開くための前提条件は、ケアに関わる共有財と基盤を再社会化し、インソーシングすることである。つまり、「可能なかぎり平等主義的で、参加型で、環境的にも持続可能な」 (*ibid.*: 145) 市場にするため市場の再規制化と共に、「可能なかぎりその地域に根ざした」 (*ibid.*: 147) 市場にするため市場の地域化も進める。そして、オフラインの共有財同様、「オンラインあるいはデジタル共有財も、民主化され、公的・集团的に所有・運営される」 (*ibid.*: 149) ことを支持する。

以上から、ケア・コレクティヴの考えは、現在の世界と地球環境の危機に対抗するため、ケアを中心にすえた社会づくりを提起するものである。つまり、「ユニヴァーサル・ケア」を実現するため、「真に集合的で共同的な生の形を取り戻し、資本主義市場に代わるオルタナティヴを適用し、ケアの基盤の市場化を逆転させる」政治・経済・社会の形成を目指した新たなケアを構想するものである (*ibid.*: 173)。

(4) デイリーとルイスの社会的ケア概念

デイリーとルイスは、ケアの社会的性質を明

らかにすること、ケア提供の再編の性質や変化の意味を明らかにすること、ジェンダー視点をを用いて分析することの3つを出発点に、「社会的ケア (Social Care)」概念を提起した (Daly and Lewis 1998: 1)。もともと、ケア概念は、フェミニスト研究から生まれた。福祉国家がいかにジェンダー化されているのか、あるいはジェンダー化される可能性があるのかについて分析する際に用いられた。他人の世話をする仕事それ自体をケアと定義し (*ibid.*: 4)、ケアがいかに女性に不利な立場を強いるかを分析するものであった。時が経つにつれ、ケアの労働的側面に焦点があてられるようになり、ケアの社会的分担と、国家の役割というより広範な概念によって補完されるようになった。現実社会において、ケアは、有償労働と無償労働の領域を行き来し、その動きは一方向に固まっているわけではない。また、女性に対するケア関連政策の意味や意義の解釈も容易でなく (*ibid.*: 5)、ケアという概念は論争的で多様な意味合いで使われている。これらケア概念の特徴をふまえ、福祉国家とケアとの関係を分析する際、デイリーとルイスは「社会的ケア」概念を用いた (*ibid.*: 6)。

彼女らは、「社会的ケア」を、「援助の必要な大人と子どもを対象におこなう身体的・精神的要求を満たす活動に関わるもの」と定義し、社会的ケア概念を3つの次元でとらえた (*ibid.*: 6)。第1は、労働としてのケアの次元である。この次元では、ケア労働が遂行される条件に福祉国家がどのような役割を果たしているのかを分析する。第2は、ケアの義務や責任という規範的枠組みの次元である。ケアは、他の労働と異なり、社会的責任と家族的責任のもとで提供される。この次元では、ケアの社会的関係とその根底にある動機、そしてケアに関する既存の規範を弱めたり強化したりする国家の役割に焦点を当てて分析する。第3は、コストの次元で

表3-1 社会的ケア概念の詳細

	マクロレベル	ミクロレベル
概念	国家、市場、家族、コミュニティ間のケア（労働、責任、コスト）の分担	家族およびコミュニティ内の個人間のケア（労働、責任、コスト）の配分
指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアの基礎構造（労働、サービス、給付） ・セクター間におけるケアの供給の配分 	<ul style="list-style-type: none"> ・誰がケアをおこい、誰がケア給付を受け取るのか ・どのような経済的、社会的、規範的条件のもとでケアがおこなわれているのか ・ケアを担う世代の女性の経済活動パターン
変化の軌跡	<ul style="list-style-type: none"> ・配分の拡大／縮小 国家 市場 家族 コミュニティ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアの配分の変更 ・ケアラーのアイデンティティの変化 ・ケアがおこなわれる条件の変化

資料 Daly and Lewis (1998:8) をもとに筆者作成。

ある。コストとは、経済的成本に加え、精神的コストも含む。この次元では、公私の境界を越えて、ケアのコストがどのように共有されているかを分析する。

表3-1は、社会的ケアの分析枠組みを示したものである。デイリーとルイスは、社会的ケアをマクロとミクロの両面からとらえる (*ibid.*:8)。マクロレベルでは、国家、市場、家族、コミュニティの間で、ケア労働、ケア責任、ケアコストをどのように分担しているか、各セクターの分担はどのように変化したのかについて分析する枠組みである。この考え方はウェルフェア・ミックスに近い。他方、ミクロレベルでは、家庭内の個人の間で、ケア労働、ケア責任、ケアコストをどのように配分しているか、また、ケアが実施される条件がどのように変化しているかを分析する枠組みである。このように、公私の領域をつなぐ社会的ケア概念は、「福祉国家が提供する性質と境界を明らかにし、時代や国境を越えてどのように変化するのかを明らかにする」際に、有用な分析概念として機能すると、デイリーとルイスは考える (*ibid.*:7-8)。

(5) 原によるWLB政策と社会的ケア概念の関係性

原(2016)は、福祉国家を社会的ケアとジェンダー平等との関係について考察するとともに、福祉国家が変容する中で、WLB政策とジェンダー平等の関係についても検討している。ここでいうWLB政策とは、「雇用、ケア、福祉を総合する政策」を意味する(原2016:229)⁷。WLB推進施策は、国家だけでなく、市場、勤め先、コミュニティによって提供されるものであるが、このうち、国家が提供するものを、本稿では、WLB政策と呼ぶ。

原は、現在のWLB政策が、雇用政策と少子化対策という2つの柱のもとで道具主義的に変容したとして批判し、時間政策とジェンダー平等の観点からWLBの理論をとらえなおす必要性を説いた(原2016:230)。WLB政策は、有償労働だけでなく、無償労働の意義を認め、ケアをすることとケアから解放されることのいずれも権利として尊重する。したがって、WLB政策は「雇用、ケア、福祉を総合する」政策となるのが必然的であり、WLB政策分析には、マクロレベルとミクロレベルの双方に注目する社会的ケア概念を用いることが妥当と考えられ

る。

また、WLB推進施策には、勤め先によるフレキシブル・ベネフィットが含まれるが、現在の労働契約では、労使が対等な関係で交渉することが難しい実態がある。このことをふまえ、原は、ジェンダー平等を実現するため、不完全な労働契約の下では、政府が公的な介入をおこない労働者の権利を法的に保障することが求められるという（原2016：237）。WLB推進施策の社会的な底上げを図るためにも、国家の役割に注目し、社会的ケア概念を用いてWLB政策を分析することの意義を提起するものといえる。

(6) 本節のまとめ

本節では、先行研究にもとづきケア概念の特徴をみてきた。ポイントをまとめると次のようになる。

- ・ケア概念は、ミクロレベルとマクロレベルに分けてとらえる重層的な概念である。前者は、主に、家庭内の男女間のケアの労働・責任・コストの分担とその変化に関するもの、後者は、主に、国家、市場、コミュニティ、家族といったケアの供給主体全体に注目し、それぞれのケアの労働・責任・コストの分担とその変化に関するものである。ケアの重層的な視点は、今回取り上げた複数の先行研究でみられた。
- ・ケアの政策範囲は多様である。ケア政策は、サービス、時間、経済的支援という「3次元」政策（Daly and Rake 2003=2005）であり、従来の所得保障中心の政策と比較すると複雑である。
- ・ケアのプロセスは、関心を向けること、配慮すること、ケアを提供すること、ケアを受け取ること、ケアを共にすることの5つの局面がある（Tronto 2015=2020）。ケアは、第1から第4の局面が繰り返され、複雑なプロセス

をたどる。また、第5の局面であるケアを共にすることは、ケアの分配への参加を保障するものでもあり、不平等を是正する民主主義的なケアの確立に寄与する。

- ・「ユニヴァーサル・ケア」が根付いた社会にするには、ケアの倫理を重視し、従来のコミュニティ、福祉国家、経済システムを見直し、ケアに満ちた社会に再編する必要がある（The Care Creative 2020）。ケアの社会基盤をふまえて、人々は、相互依存性と脆弱性を伴う存在である。これは、「生活者が他者との協同行為を通じた相互作用によって実現する自立」を前提としたものである（鈴木2023）。
- ・WLB政策は、雇用、ケア、福祉を総合する政策（原2016）である。ケアの特徴を把握した上で、労働者がケアを継続するためのWLBの推進について、「社会的ケア」という概念を用いて、経済的支援と時間保障、市場や政府によるケアサービスをマクロとミクロの両面から分析することが求められる。

第4節 脱家族化概念を用いたWLB推進施策の分析枠組み

本節では、エスピン・アンデルセンの福祉レジーム論と、それに対するフェミニスト福祉国家論からの批判の中で確立した、脱商品化概念と脱家族化概念の特徴を明らかにする。この作業を通じて、仕事とケアの両立に関わるWLB推進施策の構造の検討につなげていく。

(1) エスピン・アンデルセンの福祉レジーム論における脱商品化と脱家族化

エスピン・アンデルセンは、比較政治経済学の視点から、欧米の国々を3つの世界に類型化した⁸（Esping-Andersen 1990=2001、Esping-Andersen 1999=2000）。この類型化研究は、「福祉が生

産され、それが国家、市場、家族のあいだに配分される総合的なあり方 (Esping-Andersen 1999 = 2000 : 64) である福祉レジームに焦点をあてた研究であったため、福祉レジーム論と呼ばれるようになった。類型化の際、使用された概念は、脱商品化 (de-commodification) と階層化 (hierarchy)⁹ である。

エスピン・アンデルセンは、ポランニー (Polanyi 1944 = 2009) やオフフェ (Offe 1982¹⁰) の議論を拠り所にし、脱商品化を「個人あるいは家族が市場参加の有無にかかわらず社会的に求められた一定水準の生活を維持することがどれだけできるか、というその程度」と定義した (Esping-Andersen 1990 = 2000 : 41)。この概念は、「労働力商品化の根絶 (*ibid.* : 41)」を意味するものではない。エスピン・アンデルセン自身、脱商品化は「賃労働関係に全面的かつ後戻りできない形で組み込まれてしまった個人に対してだけ意味をもつ」ものであると明言しているように、個人の労働力がすでに商品化されていることを前提とした概念である (Esping-Andersen 1999 = 2000 : 76-77)。したがって、労働力の商品化と脱商品化は二項対立の関係にとらえるのではなく、社会権が導入されたことで、労働力は純粋な商品という性格が薄れていった (Esping-Andersen 1990 = 2001 : 23、武川 1999 : 76)。事実、社会権を保障するため社会サービスが提供されるようになり、「市場に依存することなくその生活を維持できるようになって、労働力の脱商品化が生じる」こととなった (Esping-Andersen 1990 = 2001 : 23)。

脱商品化の程度を測るため、エスピン・アンデルセンは、老齢年金、疾病給付、失業給付に関する所得補償を指標に用いている (*ibid.* : 60-61)。これらの指標からもわかるように、脱商品化は、「福祉国家とフル・キャリアの標準男性労働者との関係」を分析するには適した概念

であったが、そもそも社会から家事労働を強いられ、有償労働に参加することに制約があった女性の存在を等閑視した分析枠組みであった。

脱商品化を用いた分析枠組みに対して、フェミニスト福祉国家論から、多くの女性は労働力の商品化以前の状態にあり、エスピン・アンデルセンの福祉レジーム論はジェンダー視点を欠いた分析であると批判が寄せられた (Lewis 1992、Orloff 1993、Daly 1994 等)¹¹。これに対し、エスピン・アンデルセンは、「ほとんどの福祉国家が、最悪のケースでは商品化以前の立場に女性を閉じ込め、その状態を再生産していること」は問題であると認識し、「脱商品化という概念は、福祉国家がまずもって女性の商品化に手を貸さないかぎり、女性にとっては役に立たない」 (Esping-Andersen 1999 = 2000 : 76) とその批判を受け入れた。分析枠組みを修正する際、「多くの女性にとって、市場への依存と機能的に対応するのは、家族への依存」であり、「女性の独立には、福祉的義務の『脱家族化』が必要」であるという視点に立ち、脱商品化概念と連携した脱家族化 (de-familialization) 概念が追加された (*ibid.* : 77)。

エスピン・アンデルセンは、脱家族化を、簡潔に「家族への個人の依存を軽減するような政策」といい、加えて、「家族の互惠性や婚姻上の互惠性とは独立に、個人による経済的資源の活用を最大限可能にする政策」と定義した (*ibid.* : 78)。また、脱家族化のレジームは、「家庭の負担を軽減し、親族に対する個人の福祉依存を少なくしようとするレジーム」を意味する (*ibid.* : 86)。脱家族化と対になる概念は家族主義であるが、「家族敵視」とは異なる (*ibid.* : 86)。家族主義は、伝統的な家族的価値を重視したキリスト教的保守主義の立場である。この立場を家族主義的福祉レジームと呼び、「最大の福祉義務を家族に割り当てる体制 (*ibid.* : 77-78)」であ

り、「家庭こそが家族の福祉の責任を第一に追わなければならないと公共政策が想定（むしろ主張）するようなシステム（*ibid.*: 86）」を内包している。これらの定義から、脱家族化概念は、家庭内のケア関係やケア労働といった福祉義務から解放する政策によって、家族から自律した生活を送ることができる程度を表しているといえる。そして、脱家族化は、労働力の商品化とケアの社会化を伴って進行すると考えられる。

日本型福祉社会のように、主に女性が「家庭の責任を負わされ、そのことが彼女たちの就労による完全な経済的自立を制限しているという事実を前提にすれば、彼女たちの脱家族化は、多くの研究が示唆するように、ただ福祉国家の肩にのみかかっている」ことになる（*ibid.*: 78）。このエスピン・アンデルセンの指摘から、福祉国家が実施する脱家族化政策は、ケア労働と家族に対するケア責任を負う女性の就労を後押しするものであった。

女性がケアと仕事を両立させる可能性は、ケアサービスへのアクセスによって大幅に改善される（Esping-Andersen 1999 = 2000: 95-96）。これは、家庭外から適切なケアサービスを提供されない場合、家庭は自らケアサービスを生み出さざるを得ないためである。仮に、家庭内の他の家族員がケア労働をおこなうことができれば、外部サービスの利用は不要かもしれないが、それでは新たに別の者がWLB問題を抱えることになる。他の家族員も就労している場合は、家庭外のケアサービスの提供は欠かせない。そこで、家庭外のケアサービスの給付状況やケアコストの社会化を把握するため、エスピン・アンデルセンは、福祉国家の脱家族化指標として次の4つを用い、福祉レジームの分析をした（*ibid.*: 97-98）。第1の観点は、全体としてどれだけのサービス活動がおこなわれたかであり、GDP

に占める健康保険以外の家族サービスへの支出の割合を指標とした。第2の観点は、子どものいる家族への助成が全体としてどれだけおこなわれたかであり、家族手当と税控除の総合的価値を指標とした。第3の観点は、公的な保育ケアがどれだけ普及しているかであり、3歳以下の幼児に対するデイ・ケアの利用率を指標とした。第4の観点は、高齢者に対してどれだけのケアが提供されているかで、65歳以上人口に占めるホーム・ヘルパーのサービス利用者の割合を指標とした。これらの指標は、ケアに関する現金給付や現物給付、税控除が含まれ、政府によるケア労働とケアコストの社会化の実態をとらえようとした。加えて、家族のケア負担（福祉義務）の重さについて、子どもと同居する高齢者の割合、両親と同居する失業中の若者の割合、女性が費やす無償の家事労働時間を指標として用いた（*ibid.*: 100）。これらの指標は、ケアの義務の程度をみるものとして、エスピン・アンデルセンが採用した。

他方、ケアの社会化は福祉国家による政策に限定されるものではなく、市場やコミュニティで供給される財・サービスによって実現する場合がある。しかしながら、市場を通じた脱家族化は、不平等を生み出す（*ibid.*: 104）。エスピン・アンデルセンは、データの制約から育児ケアの分析に限定していたが、市場を通じたケアサービスが安価であり、サービス利用者が低賃金労働者でない限りにおいて、かなりの程度まで市場の代替サービスを通じた脱家族化が実現できるという。しかしながら、これを成り立たせているのは、安価なケアサービスとそれに従事する低賃金労働者の存在であり、階層化を促すことになる。

エスピン・アンデルセンは、ポスト工業社会において、家族と福祉国家の結びつきは「ネガティブな性格のものに変化した」と分析する

(*ibid.* : 108)。つまり、「家族主義を積極的に推進したり、代替措置を講じるのを怠ったりすることで、福祉国家が主婦をあてにすればするほど、ミクロ、マクロの両方のレベルで福祉の後退」が生じる。ミクロレベルでは、家族主義が家族形成と労働力供給に対して逆効果をもたらす、マクロレベルでは、人的資本の浪費を生み出す。したがって、「家族主義は福祉国家そのものの最大の弱点」となりうるといえる (*ibid.* : 108)。

家庭内の無償労働として行われていたケア労働が、脱家族化政策によって社会化され、労働力の商品化を実現し、労働力の商品化を支えるため、脱商品化政策が提供される。エスピン・アンデルセンは、財・サービス市場や社会政策に支えられながら、家庭と労働市場とが連携し、福祉レジームにバリエーションをもたらしたととらえたが、新たに脱家族化概念を追加して分析しても、以前と変わらず、3つの福祉レジームがあると結論づけた。

(2) 山森による脱商品化・脱家族化の再定式

山森 (2004) は、エスピン・アンデルセンの理論を分析し、労働力の商品化と脱商品化の関係性と、家族主義と脱家族化の関係性について考察した。そして、脱商品化と脱家族化には、必要条件の水準とそれを超える水準があることを指摘した。

山森は、商品化と脱商品化の関係性を、商品化と脱商品化を二項関係ではなく、三項関係でとらえていることを提起した。第1は、人々を社会的文化的紐帯から切り離して、「自由な労働者」にするための労働力の商品化、第2は、労働力の商品化のために必要な脱商品化、第3は、労働力の商品化のため、システムの存続のためという理由を超えてなされる脱商品化である (山森2004 : 32)。山森は、2つの脱商品化

のうち、前者を「ポランニー的」脱商品化、後者を「エスピン・アンデルセン的」脱商品化と呼ぶ。これは、エスピン・アンデルセンが脱商品化を、システムの存続のレベル、福祉や安全が許容可能なレベル、労働者が団体行動をするレベルと多元的にとらえていることに由来する (Esping-Andersen1990=2001 : 41)。これらを公共政策に対応させると、第1は労働力を商品化するための経済政策、第2は商品化を維持するための社会政策、第3は「エスピン・アンデルセン」的脱商品化としての社会政策となる (山森2004 : 31)。第2と第3の境界は、「市場や労働のとらえ方によって可変的」なものである (山森2004 : 33)。

この考え方を応用し、山森は家族主義と脱家族化の関係性も三項関係でとらえることができ、それぞれに対応する公共政策が存在すると考えた。第1は、「リベラリズムの担い手としての近代的個人が、男性世帯主という形で成立した時期」に誕生した家族主義であり、労働力の再生産の家族化をもたらした政策によって支えられた。第2は、家族を機能させ、家族を維持する家族支援策であり、山森は「家族化のための脱家族化」と呼ぶ。第3は、家族を機能させるという点を超えて展開される脱家族化のための政策である (山森2004 : 32)。

第2と第3の脱家族化を進める政策は、労働力の商品化を経由せずに実施することもある (山森2004 : 33)。つまり、脱商品化をもたらす手段は、労働力の商品化を前提とした政策だけでなく、児童手当のような労働力の商品化を経由しない社会給付も含まれる (堅田2009 : 8)。このような脱家族化のとらえ方は、脱家族化を社会的シティズンシップとの関係から研究したリスターにもみることができる。リスターは、脱家族化を「家族関係とは独立して、個々の成人が、有給労働か社会保障制度を通じて社会的

に受け入れられる生活水準を維持できる程度」と定義している (Lister 1994 : 37)。この定義から、脱家族化は、つねに労働力の商品化を経由してみられるわけではないことがわかる。

第2と第3の脱家族化の境目は、「家族の定義によって可変的」である (山森2004 : 33)。エスピン・アンデルセンの理論は、Orloff (1993) からフェミニストの批判の影響をうけて、脱家族化の概念化を進めたため、家庭内の無償労働に縛られていた女性にとって、脱家族化と労働力の商品化が直結するような分析が中心であったが、他の経路をたどる脱家族化も存在する。オルロフは、強制された家庭での役割から女性を解放する1つの方法として、労働市場へ参加することを挙げていた。しかし、唯一の方法とは言っていない。女性を家庭内から解放するには、有償労働へのアクセスだけでなく、社会給付を活用した自律的に世帯を営む能力にも注目する必要がある (Orloff 1993 : 318-320、山森2004 : 33)。この自律的という語は、市場や結婚から独立し、自身の生の営みについて自らが意志決定するという意味がある。このような考え方に基づき、山森は第3の脱家族化を提起した。

(3) ライトナーによる家族政策の類型化とその批判

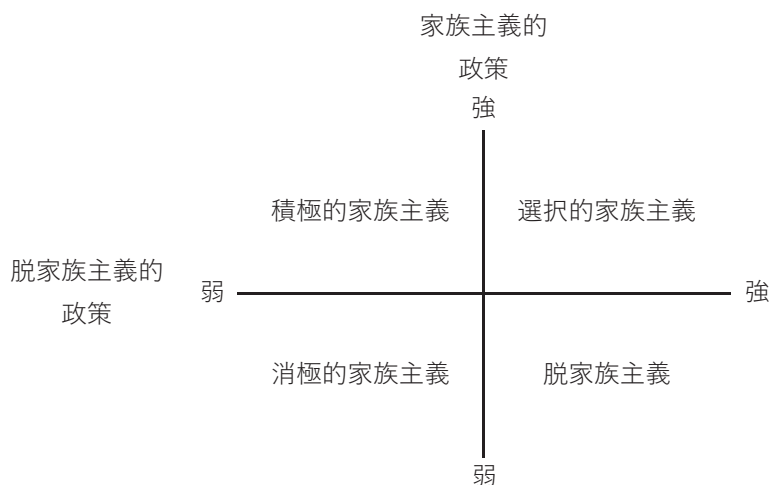
家族政策が多元化する中、家族のケア機能に焦点を当て、家族主義という概念の多様性を明らかにした研究がLeitner (2003) である。ライトナーは、ジェンダーに配慮した家族主義の理論的概念を構築するため、家族政策に注目し、現実世界における(脱)家族主義的政策を4つに分類した。分類に使用した指標は、大きく2つに分かれる。家族主義化指標は、家族ケアに対する政策的支援の有無であり、脱家族主義化指標は、公的な保育サービスの普及度である。

前者は有給の育児休業制度、後者は公的ケアを利用する3歳以下の子どもの割合を指標として用い、EU加盟国の分析をおこなった。

ライトナーは、家族政策の類型化に際し、ケアを必要とする者に対して、誰がケアサービスを提供するのかというケアの提供主体と、誰がケア責任を負うのかというケアの責任主体という2つの視点からとらえた (*ibid.* : 357)。そして、家族を積極的に支援する福祉レジームと、ケアの提供主体を市場や国家に移行し、家族をケア責任から解放する福祉レジームに大別できるとした (*ibid.* : 357)。前者は、家族のケア機能の中心に据える家族政策が主流となるのに対し、後者は、家族が有していたケア機能を社会化する政策が主流となる。

ライトナーによると、家族主義的政策には、(1) 育児休業や介護休業などの時間権 (time rights)、(2) 現金給付や減税など、ケアのための直接的・間接的移転 (direct and indirect transfers)、(3) 個人年金権や他の社会保障制度への(部分)加入、専業主婦(夫)に与えられる権利など、ケア労働に付随する社会権 (social rights attached to care giving) がある (*ibid.* : 357-358)。これに対して、脱家族主義的政策は、公的なケアサービスや市場を通じたケアサービスなど、家族がケア機能の負担を軽減することを目的とした政策がある。

家族主義的政策と脱家族主義的政策には、それぞれ強弱が存在し、福祉国家は家族主義的政策と脱家族主義的政策とを併せもつものにとらえ、家族政策を4つに分類した (図4-1、Leitner 2003:358-259)。第1の積極的家族主義 (explicit familialism) は、家族のケア機能に依存しているため、家族主義的政策を充実し、家族ケアに対する支援を積極的におこなう。しかし、家族ケアを代替する脱家族主義的政策の提供は欠如している。公的な児童保育の普及度が低く、国



注 邦訳は落合（2018）の訳出を使用している。
資料 Leitner（2003：358-259）、落合（2018：108）を基に筆者作成。

図4-1 ライトナー（Leitner）による家族主義福祉レジームの4類型

家、市場、コミュニティなど家庭外から提供される家族ケアを代替するサービスが乏しい。その結果、家族主義を強固なものにし、家族のケア機能が強化される傾向にある。

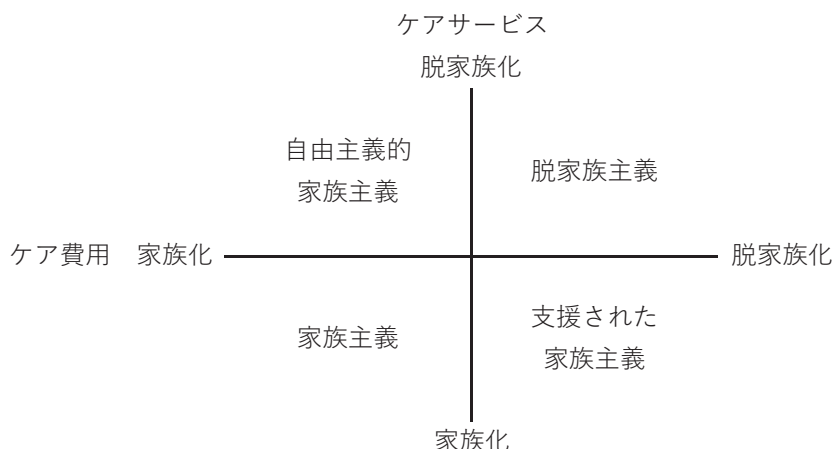
第2の選択的家族主義（optional familialism）は、家族主義的政策と脱家族主義的政策が共に充実している。社会化されたケアサービスに加えて、時間保障政策やケアコストの補助も提供される。このタイプでは、家族のケア機能を支援する一方で、ケアに対する責任から部分的であっても解放する選択肢が与えられる。積極的家族主義と同様、選択的家族主義もケアする権利が保障されるが、選択的家族主義は、ケアする権利とケアする義務を同一視していない¹²。この象限に属する国は、ケアする義務を軽減する政策的支援がなされたり、公的なケアを利用している子どもの割合も高かったりする。

第3の消極的家族主義（implicit familialism）は、脱家族主義的政策が欠如していると共に、家族のケア機能を支援する家族主義的政策も乏しい。身近なところに家族ケアを代替するサー

ビスがないため、家族へのケア依存度が高い。脱家族化は進まないし、家族主義的政策を積極的に起こさないため、家族のケア機能は強化されることもない。したがって、ケアの問題に対して国家や市場が積極的に取り組むことはせず、暗黙裡にケア機能を家族に強いることになる。

第4の脱家族主義（de-familialism）は、国家や市場がケアサービスを提供することによって脱家族化を促進する一方、家族ケアにたいする政策的支援は乏しい。したがって、家族介護者の負担は、部分的に軽減され、家族に対してケア責任を緩和することができる。

家族主義的政策は、家族に家族員のケアに関するニーズ充足を義務づけるだけでなく、ケアを必要とする人々に家族への依存を強制するものである。他方、脱家族主義的政策は、家族に対してケアをする義務を抑制すると共に、ケアニーズの充足について家族に依存する度合いを減らすことでもある（Leitner 2003：358）。つまり、家族政策には、人びとに対して家族のた



資料 落合（2018：109）をもとに筆者作成

図4-2 ケアサービスとケア費用に注目した家族主義の類型

めのケア役割を離脱させる脱家族主義的な政策だけでなく、人びとがケア役割を担えるよう、権利として保障する家族主義的な政策も含まれる。このような多様性を有する家族政策を整理し、家族とケアの関係にどのような影響を及ぼすのかを明示的にとらえることは、政策がもたらす効果を分析する際にも有効である。

上述のライトナーの研究に対し、落合は、ライトナーの家族主義的政策は、概念の位置づけが不明瞭であると批判し、「家族によるケアサービスの対価を国家が支払ったり、規制によりケア時間を保障したりするという意味では、再生産コストの『脱家族化』政策（落合2018：108-109）」であると指摘した。そして、ライトナーの分析枠組みを修正し、ケアサービスの脱家族化と家族化、ケア費用の脱家族化と家族化という分析軸を提起し、「脱家族主義」、「自由主義的家族主義」、「支援された家族主義」、「家族主義」の4類型を導出した（図4-2）。

まず、「脱家族主義」では、公的ケアサービスが提供され、ケアサービスの脱家族化が進むと共に、公的ケアサービスの提供は国庫からの財政的補助が相当程度なされるため、ケアサー

ビスもケア費用も脱家族化が進むととらえる。次に、「自由主義的家族主義」は、ケアの市場化を意味する。家庭外からケアサービスが提供されるが、ケア費用は家族が負担する¹³。そして「支援された家族主義」では、家族がケアを提供するが、そのケア労働に対して現金給付や年金権など、ケア費用に対する社会的な保障がなされる。最後の「家族主義」は、ケアサービスは家族が提供し、ケア費用は家族もしくは本人が負担するため、ケア労働に対する現金給付や年金権などの保障はおこなわれないととらえた。

第5節 ケアに注目したWLB推進施策の構造

第1・2節では、WLB推進施策にはどのようなものがあるのか、WLB憲章の文言、内閣府の報告書、人的資源論や経営学の先行研究をもとに、WLB推進施策には多様なものがあることを確認した。第3節では、ケアの定義や特徴の分析を通じて、ケア概念をとらえる視点を明らかにした。第4節では、脱家族化概念に注目

し、家族政策のバリエーションの存在を明らかにした。これらの分析から、以下3点の知見が得られた。これらを基に、本節では、WBL推進施策を分析するための理論的枠組みを検討していく。

- 1) 第3節より、社会的ケアを含むケア概念がマクロとミクロの両レベルから把握することが可能である。マクロレベルは、ケアレジーム（ケアの労働、責任、コストの社会全体の分配）を、ミクロレベルは、家庭内のケアの労働、責任、コストの分担をとらえるものである。
- 2) 山森（2004）より、家族主義と脱家族化は二分法的に単純化してとらえるものではない。
- 3) ライトナー（2003）と落合（2018）より、家族主義的政策と脱家族主義的政策は共存可能で、多様なケア・レジームが存在することから、1つのケア・レジームに収斂されることは難しい。

表5-1は、落合（2018）のケアサービスとケア費用に注目した家族主義の類型化に基づき導出した5種類のWBL推進施策を示した。脱家族主義に基づくWBL推進施策、自由主義的家族主義に基づくWBL推進施策、（消極的）家族主義に基づくWBL推進施策、制度的に支援された家族主義に基づくWBL推進施策、企業保障として支援された家族主義に基づくWBL推進施策である。落合は、「支援された家族主義」としていたが、家族を支援する主体が政府の場合と使用者の場合が存在する。WBL憲章では、使用者もWBLの実現の当事者として位置づけていることから、政府と使用者を同一視せずに、分けることとした。

第1の脱家族主義に基づくWBL推進施策は、

保育所や公的介護サービスなど公的なケアサービスの供給体制を整備することで、WBL推進を図ろうとする。ここでは、家族に対するケア時間の保障や経済的支援よりも、公的なケアサービスの供給が重視される。ケア費用は、税や社会保険料が用いられるが、一部、利用者負担がかかる場合もある。したがって、家庭内のケア労働とケア費用は外部化され、ケア供給体制は政府による制度が中心となり、その主な財源は、税もしくは社会保険料である。このタイプのWBL推進施策は、労働力の脱商品化が進んでいく。

第2の自由主義的家族主義に基づくWBL推進施策は、ケアの市場化を通じてWBL推進を図ろうとする。ここでは、ケア労働の外部化が進むが、市場で供給されるケアサービスが主流となる。費用は、ケアを利用する本人もしくは家族によって負担される。ただし、市場のケアサービスの利用促進を推進する制度があった場合、公的なバウチャーが提供されることがありうる。

第3の（消極的）家族主義に基づくWBL推進施策は、ケアが家庭内に閉ざされた状態であるため、家庭の自己責任の下、ケア労働とケア費用のほとんどが内部化されたままである。WBL推進施策として就労継続やケアが支援されるのではなく、低所得者に対する所得補償や現物給付の一環として、ケア労働の継続やケア費用の補助が提供される。普遍的なケア政策（家族政策、社会福祉政策など）が乏しいため、ケアが原因で社会から孤立する場合がある。

第4の制度的に支援された家族主義に基づくWBL推進施策は、ケア労働のための時間保障やケアに対する経済的支援を充実する。制度化されたWBL推進策のため、財源は税や社会保険料が用いられるが、一部、利用者負担がかかる場合がある。就労者を対象にした家族政策

表5-1 WLB推進施策の分析枠組み

落合(2018)に基づく 家族政策の分類(注)		WLB推進施策の特徴	ミクロレベル(家庭)		マクロレベル(ケアレジーム)	
			ケア労働	ケア費用	ケアの供給体制	財源
第1象限	脱家族主義	社会福祉など社会政策を通じたWLB施策の充実	外部化	(一部)外部化	政府による 制度中心	税 もしくは 社会保険料
第2象限	自由主義的 家族主義	ケアの市場化を通じた WLB施策の充実	外部化	本人・家族	市場中心	本人・家族
第3象限	(消極的) 家族主義	家庭外からのWLB推進 施策の欠如	家族	本人・家族	家族中心	本人・家族
第4象限	制度的に 支援された 家族主義	家族政策を通じたWLB 推進施策の充実	家族	(一部)外部化	家族中心	税 もしくは 社会保険料
第4象限の 派生形	企業保障として 支援された 家族主義	企業保障を通じたWLB 推進施策の充実	家族	(一部)外部化	家族中心	勤め先の法定外福利 もしくは 本人・家族

注 図3-2に示した落合(2018)の家族政策の分類をもとに、WLB推進施策の特徴を筆者が加筆した。

(育児休業制度など)を充実する場合は、労働力の商品化が前提となるが、就労者に関係ない家族政策(児童手当など)を充実する場合は、労働力の脱商品化が進む可能性がある。

第5の企業保障として支援された家族主義に基づくWLB推進施策は、育児休業制度、介護休業制度、短時間勤務制度など、法規制を上回る水準でWLB推進施策を充実するものである。経営者団体などが後押しし、使用者が積極的にWLBを推進するものである。ケア費用は、制度的保障がないため、使用者が負担する場合と、利用者が負担する場合があります。この分類は、落合(2018)にはなかったが、第2節でみたように、WLB推進施策には使用者がおこなうものも含まれることから、企業保障としてWLB推進施策を充実する観点を付け加えた。

おわりに

日本政府はWLB推進施策のための法整備を行い、制度的な支援メニューを整備してきた。しかしながら、WLBの実現は、政府による法律や条例、制度の創設・改正だけでは実現できるものではない。民間組織によるWLB支援

サービスの存在、家族間の理解・協力、社会全体の理解が必要である(インテージリサーチ2020・2022など)。加えて、女性活躍やダイバーシティ経営の推進を含めたWLBを推進する経営方針の策定、WLB推進体制の整備、自主的なWLB推進施策の導入など、勤め先の取組も欠かせない。三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2019)では、WLBに関する方針や推進体制の整備をしている企業では、従業員に対する幅広い情報提供、幅広い目的と対象が活用できる制度の充実など、多様な働き方や柔軟な働き方制度の導入に積極的に取り組んでいた(三菱UFJリサーチ&コンサルティング2019:104)。WLB推進施策は、政府によるWLB推進政策の充実だけでなく、市場を通じて提供されるサービス、企業保障、家族、コミュニティなど、生活全体に関わる社会システムが大きく関係している。本稿では、福祉レジーム論やケア・レジーム論の研究成果を活用しながら、WLB推進施策の理論的構造を明らかにしてきた。しかし、生活全体に関わる社会システムの中にWLB推進施策の全体像を位置付けるには至らなかった。とくに企業保障の観点からWLB推進施策を検討するには不十分であった。

企業保障の視点は、マクロともミクロとも違うメゾレベルからの検討が求められる。企業保障は、職域ごとに異なり、階層化概念との関連も深い。今後も引き続き、この課題に取り組んでいく。

謝辞

本稿は、令和2年度 専修大学研究助成 個別研究『ワークライフバランス連携推進体制の分析モデルの検討』と、令和3年度 専修大学研究助成 個別研究『「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業」の現状と課題』の研究成果の一部である。

引用文献

- 荒金雅子 (2013) 『多様性を活かすダイバーシティ経営 基礎編』日本規格協会
- インテージリサーチ、2020、仕事と生活の調和推進のための調査研究～育児や介護による生活の変化が働き方へ与える影響についても意識・実態調査～
- インテージリサーチ、2022、令和3年度仕事と生活の調和推進のための調査研究～仕事と子育て等の両立を阻害する慣行等調査～
- 上野千鶴子 (2009) 「家族の臨界－ケアの分配公正をめぐる」、牟田和恵『家族を超える社会学－新たな生の基盤を求めて』新曜社、2-26
- 埋橋孝文 (2011) 『福祉政策の国際動向と日本の選択－ポスト「三つの世界」論』法律文化社
- 落合恵美子 (1993) 「ケアダイヤモンドと福祉レジーム－東アジア・東南アジア6社会の比較研究」、『親密圏と公共圏の再編成－アジア近代からの問い』京都大学学術出版会、177-200
- 落合恵美子 (2018) 「つまずきの石としての1980年代－『縮んだ戦後体制』の人間再生産」、アンドルー・ゴードン、瀧井一博『創発する日本へーポスト「失われた20年」のデッサン』弘文堂、95-135
- 落合恵美子 (2021) 「子育て支援」、落合恵美子『どうする日本の家族政策』ミネルヴァ書房、21-38

- 経済同友会 (2008) 「21世紀の新しい働き方「ワーク&ライフ インテグレーション」を目指して」 <https://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2008/pdf/080509b.pdf> (2023年10月1日アクセス)
- 堅田香諸里 (2009) 「ベーシック・インカムとフェミニスト・シティズンシップ－脱商品化・脱家族化の視点から－」、『社会福祉学』、50(3)、5-17
- 佐藤博樹 (2008) 「総論 人事戦略としてのワーク・ライフ・バランス支援」、佐藤博樹『ワーク・ライフ・バランス——仕事と子育ての両立支援』ぎょうせい、3-29
- 鈴木奈穂美 (2023) 「コロナ禍を通して考える生活経営の再構築に向けた2つの視点—3つの講演から考える—」『生活経営学研究』No.58、23-27
- 武川正吾 (1999) 『社会政策のなかの現代福祉国家と福祉社会』東京大学出版会
- 内閣府政策統括官(共生社会政策担当) (2006、H18) 「平成17年度少子化社会対策に関する先進的取組事例報告書」 <https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13024511/www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/research/cyousai17/sensin/pdf/hokoku20.pdf> (2023年10月20日アクセス)
- 中村豊 (2017) 「ダイバーシティ&インクルージョンの基本概念・歴史の変遷および意義」、高千穂大学高千穂学会『高千穂論叢』52(1)、53-84
- 原伸子 (2013) 「福祉国家の変容と社会的ケア－雇用・家族・ジェンダー」、『季刊経済理論』vol.50 no.3、31-40
- 原伸子 (2016) 『ジェンダーの政治経済学－福祉国家・市場・家族』有斐閣
- 松田智子 (2012) 「新たなワーク・ファミリー・バランス論に向けて－センの〈潜在能力〉アプローチの有効性－」『佛教大学社会学部論集』Vol. 54、85-100
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング (2019) 「企業等における仕事と生活の調和に関する調査研究報告書」(平成30年度内閣府委託事業)
- 山森亮 (2004) 「脱商品化と脱家族化の政治経済学」、『経済理論』41(2)、28-37
- ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議 (2010) 「仕

- 事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」
<https://www.cao.go.jp/wlb/government/pdf/charter.pdf>（2023年10月20日アクセス）
- Daly, M. (1994) Comparing Welfare States, in Sainsbury, D. (ed.) *Gendering Welfare States*. Sage.
- Daly, M. and Lewis, J. (1998) Introduction: Conceptualising Social Care in the Context of Welfare State Restructuring, in Lewis, J. (ed) *Gender, Social Care and Welfare State Restructuring in Europe*. Ashgate Publishing. pp1-24
- Daly, M. and Rake, K. (2003) *Gender and The Welfare State*. Polity Press. (メリー・デイリー、キャサリン・レイク、杉本貴代訳、2009、ジェンダーと福祉国家－欧米におけるケア・労働・福祉、ミネルヴァ書房)
- Esping-Andersen (1990) *The Three World of Welfare Capitalism*. Basil Blackwell. (エスピン・アンデルセン、岡沢憲英・宮本太郎監訳、2001『福祉資本主義の三つの世界－比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房)
- Esping-Andersen (1999) *Social Foundation of Postindustrial Economies*. Oxford University Press. (エスピン・アンデルセン、渡辺雅男・渡辺景子訳、2000『ポスト工業経済の社会的基礎－市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店)
- Fraser, N. (1987) Women, Welfare and the Politics of Need Interpretation *Thesis Eleven*. 17(1). 88-106.
- Fraser, N. (2013) *Fortunes of Feminism: From State-Managed Capitalism to Neoliberal Crisis*. Verso.
- Fisher, B. and Tronto, J. C. (1990) Toward a Feminist Theory of Care. Abel, E. K. and Nelson M. (eds). *Circle of Care: Work and Identity in Women's Lives*. State University of New York Press. 35-62.
- Leitner, S. (2003) Varieties of Familialism: The Caring Function of the Family in Comparative Perspective. *European Societies* 5(4). 353-375.
- Lewis, J. (1992) Gender and the Development of Welfare Regimes. *Journal of European Social Policy*. 2(3). 159-238.
- Lister, R. (1994) She has other duties – Women, citizenship and social security. in Baldwin, S. and Falkingham, J. (eds) *Social Security and Social Change: New Challenges to the Beveridge Model*. Harvester Wheatsheaf.
- Offe, C. (1984) *Contributions of the Welfare State*. Hutchinson.
- Offe, C. (2020) *Contributions of the Welfare State* (Routledge Library Editions: Welfare and the State) Routledge.
- Orloff, A. S. (1993) Gender and the Social Rights of Citizenship. *American Sociological Review*, 58, pp303-328.
- Polanyi, K. (1944) *The Great Transformation*, New York, Rhinehart. (カール・ポランニー、野口建彦・栖原学訳、2009、『新訳 大転換－市場経済の形成と崩壊』、東洋経済新報社)
- Tronto, J. C. (2013) *Caring Democracy: Markets, Equality, and Justice*. New York University Press.
- Tronto, J. C. (2015) *Who Cares? How to Reshape a Democratic Politics*. Cornell University Press (ジョアン・C・トロント、岡野千代訳、2020、『ケアするのは誰か？－新しい民主主義のかたちへ』、白澤社)
- The Care Collective (2020) *The Care Manifesto: The Politics of Interdependence*. Verso Books (ケア・コレクティブ、岡野千代・富岡薫・武田宏子訳、2021、『ケア宣言－相互依存の政治へ』、大月書店)

¹ 仕事と生活の調和推進官民トップ会議とは、関係閣僚と経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる会議である。

² 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」は、施策の進捗状況と経済情勢の変化を踏まえて、2010年6月に新たな合意が政労使トップによって結ばれた。

³ 具体的な3つのめざすべき社会像について、WLB憲章で次のように説明する。つまり、第一の就労による経済的自立が可能な社会では、「経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる」、第二の健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会では、「働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時

間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる」、第三の多様な働き方・生き方が選択できる社会では、「性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている」である（ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議2010）。

⁴ WLB憲章は、2007年の策定後、施策の進捗状況や経済情勢の変化を踏まえて、新たな視点・取組みを追加し、2010年に改訂された。新WLB憲章では、WLB実現の効果として、「個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与する」ことその他、「『新しい公共』の活動等への参加機会の拡大などを通じて、地域社会の活性化にもつながる」こと、「就業期から地域活動への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる」ことが追加された（ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議2010）。

⁵ これら4つの主体に注目したケアレジームを、落合は「ケア・ダイヤモンド」という（落合1993）。

⁶ ケア・コレクティブは、ロンドンに拠点を置く5名の研究者中心となり、2017年から始めた読書会から生まれた研究者・活動家グループである。ケアをめぐる世界的な危機に取り組むことを目的に活動している（The Care Collective (2020=2021)の著者紹介より）。The Care Collective (2020=2021)は、経済学者のアンドレアス・ハジダキス（Chatzidakis, Andreas）、メディア研究のジェイミー・ハキーム（Hakim, Jamie）、社会学者のジョー・リッター（Littler, Jo）、北米研究のキャサリン・ロッテンバーグ（Rottenberg, Catharine）、心理学者のリン・シーガル（Segal, Lynne）によって執筆された。

⁷ 原のWLB推進施策の捉え方は、ブレア政権時、大蔵大臣であったジェームス・ゴードン・ブラウンが行ったWLB支援政策の必要性を述べた2002年4月17日のスピーチを基づいている。詳細は、原（2016）の第10章注3）を参照のこと。

⁸ エスピン・アンデルセンの福祉レジーム論では、労働力の脱商品化と階層化の2つの指標を用いて、欧米諸国を、社会民主主義レジーム、保守主義レジーム、自由主義レジームの3つの世界に類型化した（Esping-Andersen 1990=2000）。

⁹ 階層化概念は、職種や社会的階層を構造化する社会保障給付や社会サービスの差によって生じる不平等の程度を示す。エスピン・アンデルセンによると、福祉国家は再分配を通じて平等を実現する社会装置ととらえて比較分析をおこなうことはミスリーディングであることから、福祉レジーム論では、「福祉国家の構造に埋め込まれた社会的階層化という全く異なったロジックを提示」したという（Esping-Andersen 1990=2001:83）。彼は、「福祉国家は、階層と社会的秩序を構造化する最も重要な制度」と考える（*ibid.*:62）。「福祉国家は、ただ不平等な構造に介入しこれを是正しうるメカニズムであるばかりではなく、それ自体が階層化の制度」である（*ibid.*:25）。階層化に関する指標として、1980年時点の18の福祉国家におけるコーポラティズム、国家主義、ミーンズテスト付き給付、市場影響力、普遍主義、給付平等性が使用された（*ibid.*:78-85）。本稿では、脱商品化と脱家族化の連携を明らかにすることに焦点をあてているため、階層化概念に関する詳細な説明は別稿に譲る。

¹⁰ Offe (1984) は、その後、Offe (2020) として再販された。

¹¹ 埋橋 (2011) は、Esping-Andersen (1990=2001) の福祉レジーム論に対する主な批判を4点に整理している。第1は、「男性稼ぎ主モデル」を前提とした脱商品化指標にジェンダー・バイアスがあること、第2は、3類型に分類できない国が存在すること、第3は、福祉レジームの類型論は静態モデルであり、動的視点が乏しいこと、第4は、年金など所得保障制度に偏った議論であることである。

¹² 上野は、ファイナマンに依拠した「相互行為としてのケア care as interaction」概念に基づき、「ケアの人権 human rights of care」が4つの権利の集合から成り立っていることを示した。第1はケアする権利、第2はケアされる権利、第3はケアされることを強制されない権利、第4は

ケアすることを強制されない権利である。詳細は、上野（2009）を参照のこと。

¹³ 自由主義的家族主義について、落合（2021）は、子育て支援の例に挙げ、費用負担は家族がおこ

なうという説明がなされているが、高齢者や障がい者のケアの場合、本人が費用負担をおこなうことも想定される。